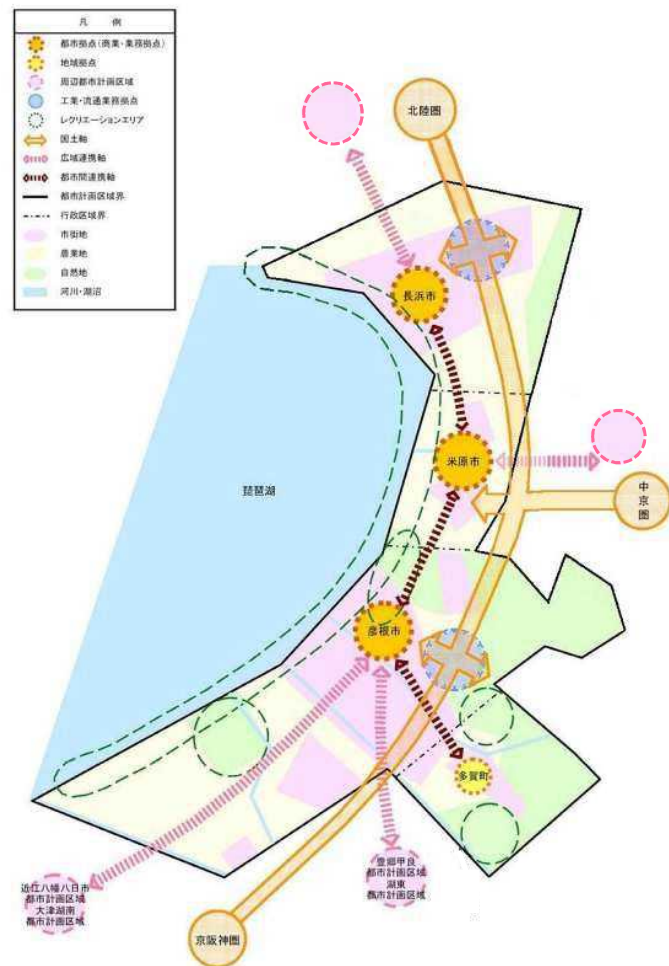
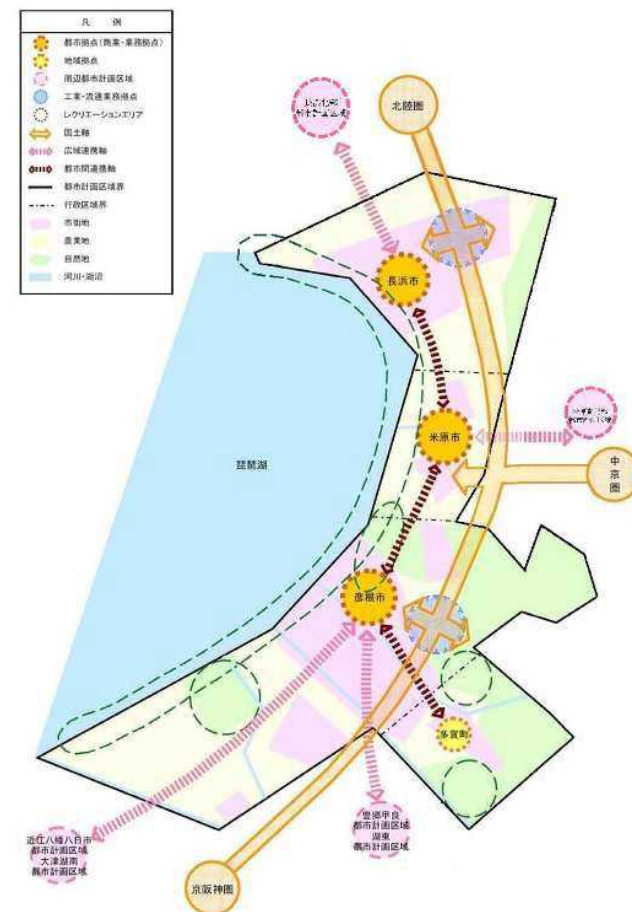


旧	新
	<u>②浸水被害に強い都市づくりの推進</u> 気候変動により、今後さらに水災害が頻発・激甚化することを踏まえ、河川整備等の「川の中」で水を安全に「ながす」基幹的対策に加え、「川の外」での対策である「ためる」「とどめる」「そなえる」対策を総合的に組み合わせた「しがの流域治水」を推進し、浸水被害に強い都市づくりの実現を目指す。 <u>③土砂災害等に強い都市づくりの推進</u> 大雨等によるがけ崩れ、土石流、地すべり等の土砂災害が想定される危険箇所について、砂防事業等による対策施設の整備を行うとともに、土砂災害警戒区域等の指定による災害リスクの周知と警戒避難体制の構築を行う。 <u>3－7 都市環境に関する方針</u> (1) <u>基本方針</u> 地球温暖化が進む中で、みどり空間の確保、省エネルギー化など、環境への負荷の少ない脱炭素型の都市・社会の実現が求められている。 本区域においても、環境負荷の少ない集約・連携型都市構造の強化、緑を活かした脱炭素型都市の実現、生物多様性の保全・向上、エネルギーの効率的な利用の促進などに取り組むものとする。 (2) <u>都市環境への取り組みに関する方針</u> <u>①環境負荷の少ない集約・連携型都市構造の強化</u> 集落内の既存住宅地（空き地・空き家を含む）については、保全・有効活用を、また、集落周辺に広がるまとまった農地については、優良農地として保全することを基本とし、周辺地域への無秩序な市街地の拡大を防止するとともに、公共交通による地域間連携を図り、できるだけ環境負荷の少ないコンパクトで秩序ある土地利用の形成を図るものとする。 <u>②緑を活かした脱炭素型都市</u> 豊かな自然景観や田園風景の保全、地産地消等による農林業の活性化による農地や森林の保全、水辺の保全などにより、緑を活かした脱炭素型都市の実現を目指す。 <u>③生物多様性の保全・向上</u> 開発等による種の減少・絶滅、生息・生育地の減少、里地里山の手入れ不足等による自然環境の荒廃や地球温暖化により、生物の多様性が急速に失われつつあることから、緑を活かした脱炭素型都市の実現と合わせて、生物多様性の保全および向上についての取り組みを行うものとする。 <u>3－8 福祉の都市づくりに関する方針</u> (1) <u>基本方針</u> 少子高齢化社会の進展に伴い、誰もが住みやすい都市の実現が求められているなかで、高齢者や障害者あるいは本区域を訪れる観光客などにとって、やさしいユニバーサルデザインの都市づくりを進めていくものとする。 ユニバーサルデザインの実現に当たっては、道路や公園などの都市施設、病院や役場などの公共公益施設、バスや電車などの交通施設のバリアフリー化の推進を図るものとする。

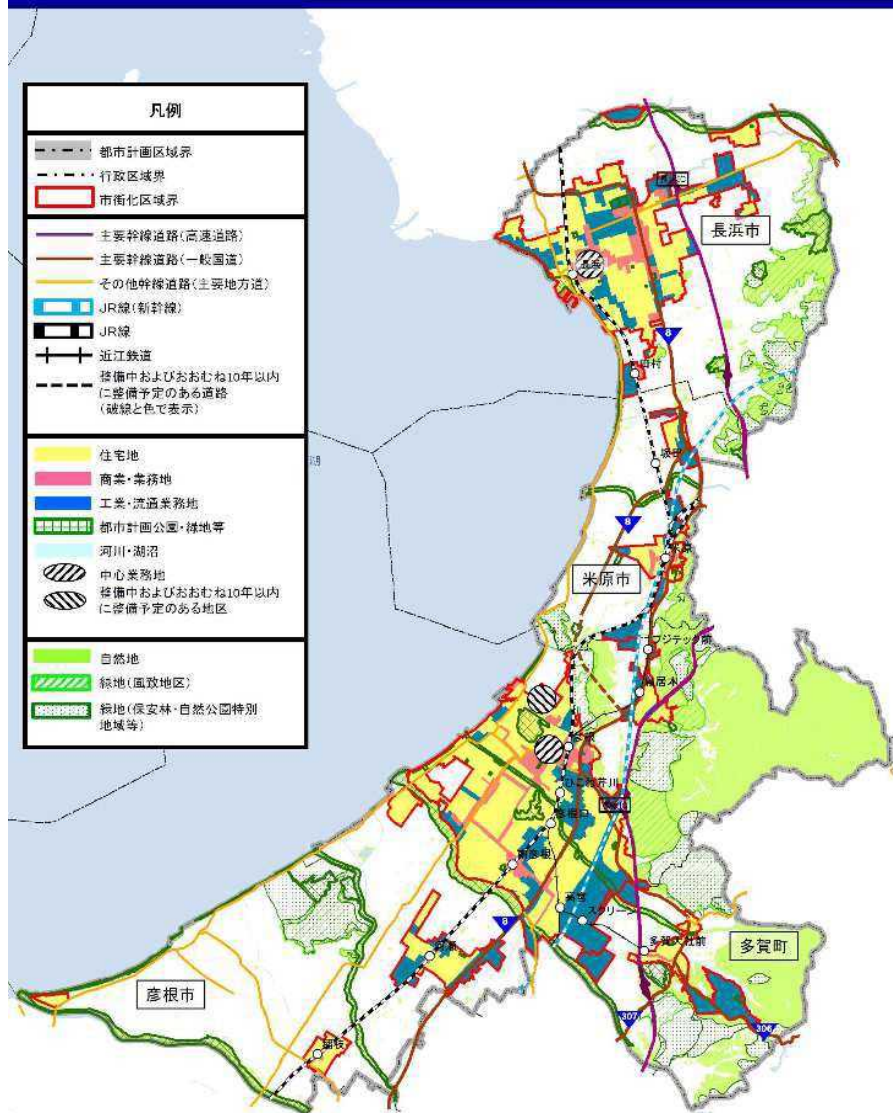
彦根長浜都市計画区域の将来都市構造図



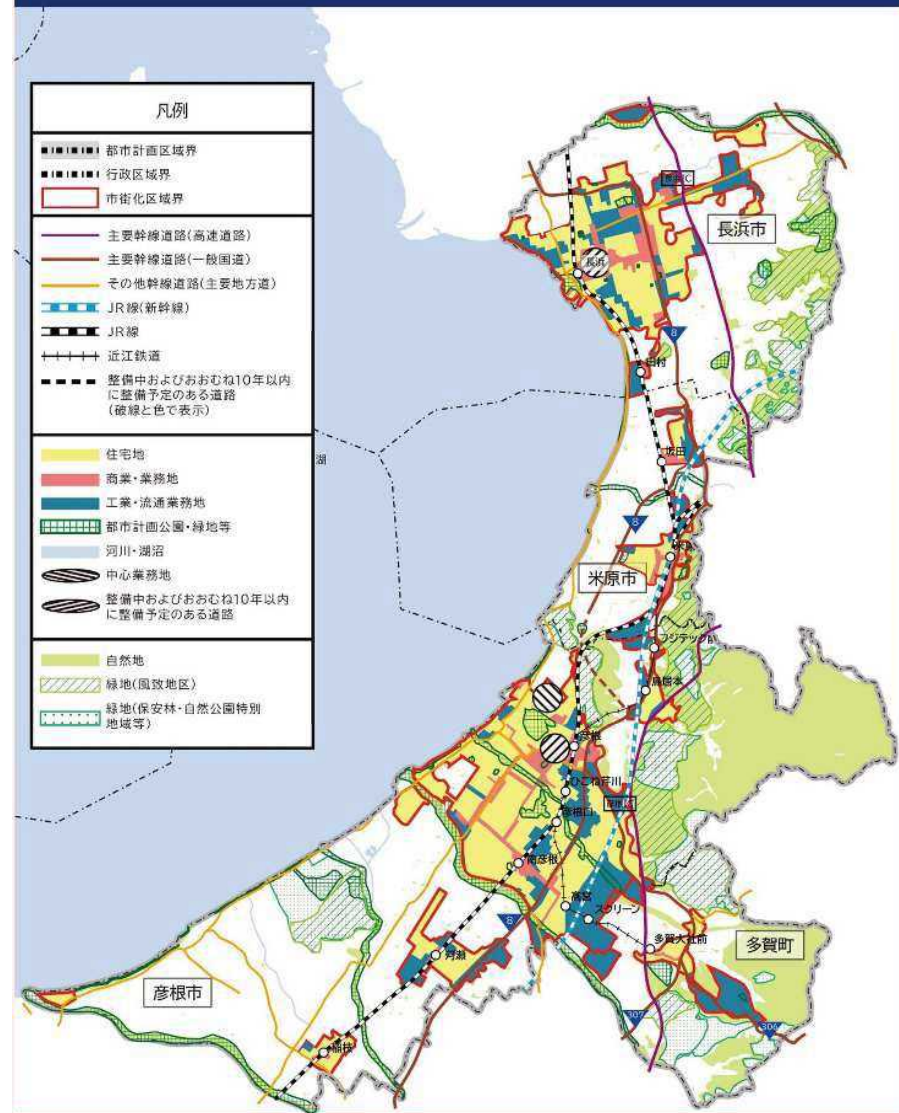
彦根長浜都市計画区域の将来都市構造図



彦根長浜都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 附図



彦根長浜都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 附図



議第2号

長浜北部都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全 の方針の変更について

1. 新旧対照表

旧	新
長浜北部都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 《 目 次 》 1. 都市計画の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 1－1 基本的事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 1－2 都市づくりの基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2 2. 区域区分の決定の有無および区域区分を定める際の方針・・・・・・・・・・・・・<u>5</u> 2－1 区域区分の決定の有無・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・<u>5</u> 2－2 目標年次の人口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・<u>5</u> 3. 主要な都市計画の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・<u>6</u> 3－1 土地利用に関する方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・<u>6</u> 3－2 都市施設の整備に関する方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・<u>7</u> 3－3 市街地整備に関する方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・<u>12</u> 3－4 自然的環境の整備または保全に関する方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・<u>12</u> 3－5 都市景観形成と保全に関する方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・<u>15</u> 平成 28 年 12 月 滋 賀 県	長浜北部都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 《 目 次 》 1. 都市計画の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 1－1 基本的事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 1－2 都市づくりの基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2 2. 区域区分の決定の有無および区域区分を定める際の方針・・・・・・・・・・・・・<u>6</u> 2－1 区域区分の決定の有無・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・<u>6</u> 2－2 目標年次の人口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・<u>6</u> 3. 主要な都市計画の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・<u>7</u> 3－1 土地利用に関する方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・<u>7</u> 3－2 都市施設の整備に関する方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・<u>8</u> 3－3 市街地整備に関する方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・<u>12</u> 3－4 自然的環境の整備または保全に関する方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・<u>12</u> 3－5 都市景観形成と保全に関する方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・<u>14</u> <u>3－6 防災に関する方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15</u> <u>3－7 都市環境に関する方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15</u> <u>3－8 福祉の都市づくりに関する方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16</u> 令和 7 年●月 滋 賀 県

旧

新

長浜北部都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（滋賀県決定）

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更する。

1．都市計画の目標

1－1 基本的事項

(1) 目標年次

本方針の策定に当たり、平成 22 年を基準年として、おおむね 20 年後の都市の姿を展望しつつ、今後おおむね 10 年間の都市計画の基本的方向を定めるものとする。なお、区域区分の有無については基準年より 15 年後の平成 37 年の将来予測を行った上で定め、また、具体の事業についてはおおむね 10 年以内に整備するものを目標とする。

(2) 都市計画区域の範囲および規模

本都市計画区域（以下「本区域」という。）の範囲および規模は、次のとおりである。

区 分	市町名	範 囲	面 積
長浜北部都市計画区域	長浜市	行政区域の一部 (琵琶湖を除く合併前の 虎姫町の全域ならびにび わ町、浅井町、湖北町、木 之本町および高月町の一 部)	約15,305ha
		合 計	約15,305ha

※表中、長浜市の範囲における「合併」は、平成18年2月13日の合併をいう。

(3) その他

本県東北部圏域では、市町村合併後の各市町のまちづくりを円滑に進めることができるように、都市計画区域の再編を行った。

本区域は、長浜市において、一体的な地域的まとまりと考えられる再編前の彦根長浜都市計画区域の一部（旧びわ町の一部、旧虎姫町の全域）、浅井湖北都市計画区域の一部（旧浅井町の一部、旧湖北町の一部）および木之本高月都市計画区域の一部（旧木之本町の一部、旧高月町の一部）により構成されている。

本方針の実現にあたっては、住民・企業・行政等の協働により進めていくものとする。

(4) 決定・変更年月日

当初決定 平成 28 年 12 月 28 日

長浜北部都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（滋賀県決定）

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更する。

1．都市計画の目標

1－1 基本的事項

(1) 目標年次

本方針の策定に当たり、令和 2 年を基準年として、おおむね 20 年後の都市の姿を展望しつつ、今後おおむね 10 年間の都市計画の基本的方向を定めるものとする。なお、区域区分の有無については基準年より 15 年後の令和 17 年の将来予測を行った上で定め、また、具体の事業についてはおおむね 10 年以内に整備するものを目標とする。

(2) 都市計画区域の範囲および規模

本都市計画区域（以下「本区域」という。）の範囲および規模は、次のとおりである。

区 分	市町名	範 囲	面 積
長浜北部都市計画区域	長浜市	行政区域の一部 (琵琶湖を除く合併前の 虎姫町の全域ならびにび わ町、浅井町、湖北町、木 之本町および高月町の一 部)	約15,305ha
		合 計	約15,305ha

※表中、長浜市の範囲における「合併」は、平成 18 年2 月13 日の合併をいう。

(3) その他

本県東北部圏域では、市町村合併後の各市町のまちづくりを円滑に進めることができるように、都市計画区域の再編を行った。

本区域は、長浜市において、一体的な地域的まとまりと考えられる再編前の彦根長浜都市計画区域の一部（旧びわ町の一部、旧虎姫町の全域）、浅井湖北都市計画区域の一部（旧浅井町の一部、旧湖北町の一部）および木之本高月都市計画区域の一部（旧木之本町の一部、旧高月町の一部）により構成されている。

本方針の実現にあたっては、住民・企業・行政等の協働により進めていくものとする。

(4) 決定・変更年月日

・当初決定 平成 28 年 12 月 28 日

・変更 令和 7 年●月●日

旧	新
1－2 都市づくりの基本理念 (1) 区域の現況 本区域は、滋賀県の北部に位置し、長浜市の一部で構成されている。 西に琵琶湖、東に伊吹山系の丘陵をひかえ、その麓を流れる姉川、高時川、草野川等の流域の平野部に市街地や田園が広がるなど豊かな自然環境を有するとともに、古くから北国街道や北国 住還といった交通の結節点であることから、戦国時代を偲ばせる小谷城跡や姉川古戦場跡、古保利古墳群など多数の歴史的資源を有している。 また、北陸自動車道木之本インターチェンジ、一般国道8号および365号ならびにＪＲ北陸本線等の広域交通基盤が整備されており、現在においても滋賀県北部の交通の要衝としての役割を果たしている。 (2) 区域の課題 このような地域特性を持つ本区域において、以下のような課題がある。 ①地理的特性を活かしたまちづくり 本区域は、彦根長浜都市計画区域と北陸圏の間に位置し、広域交通基盤の結節する交通網の要衝となっていることから、北陸自動車道木之本インターチェンジ周辺や一般国道8号および一般国道 365 号沿道等では、一定の店舗や工場等が立地しており、<u>鉄道では、JR 北陸本線の敦賀駅までの直流化によって交流人口の増加が期待される。</u>また、<u>新たに（仮称）小谷城スマートインターチェンジが供用開始される予定であり</u>、地域活性化につながる周辺整備が求められる。 ②豊かな自然環境との共生 本区域は、琵琶湖をはじめ、野鳥・水鳥の宝庫となっている湖辺部や野田沼、琵琶湖に注ぎ込む姉川、高時川、余呉川等の河川、それらの流域に広がる田園、さらには小谷山などの伊吹山系の森林等を有する変化に富んだ自然環境を形成しており、山々から湖岸部までが一体となった美しい景観を有する区域となっている。 この豊かな自然環境と共生しながら進めていくまちづくりが求められている。 ③歴史・文化資源を活用した活力の創造 本区域は、北国街道木之本宿や北国脇往還沿い伊部、郡上の歴史的まちなみをはじめ、全国有数の古墳群である史跡古保利古墳群ならびに戦国時代を代表する史跡である小谷城跡および姉川古戦場跡、さらには日本三大地蔵で知られる木之本地蔵院浄信寺の地蔵菩薩像があるほか、渡岸寺の国宝十一面観音菩薩像をはじめとする数多くの観音があることから「観音の里」と呼ばれるなど、豊かな歴史・文化資源を有している。 このため、これらの資源を尊重しながら活用できるまちづくりが求められている。	1－2 都市づくりの基本理念 (1) 区域の現況 本区域は、滋賀県の北部に位置し、長浜市の一部で構成されている。 西に琵琶湖、東に伊吹山系の丘陵をひかえ、その麓を流れる姉川、高時川、草野川等の流域の平野部に市街地や田園が広がるなど豊かな自然環境を有するとともに、古くから北国街道や北国脇往還といった交通の結節点であることから、戦国時代を偲ばせる小谷城跡や姉川古戦場跡、古保利古墳群など多数の歴史的資源を有している。 また、北陸自動車道木之本インターチェンジや小谷城スマートインターチェンジ、一般国道8号および365号ならびにＪＲ北陸本線等の広域交通基盤が整備されており、現在においても滋賀県北部の交通の要衝としての役割を果たしている。 (2) 区域の課題 このような地域特性を持つ本区域において、以下のような課題がある。 ①地理的特性を活かしたまちづくり 本区域は、彦根長浜都市計画区域と北陸圏の間に位置し、広域交通基盤の結節する交通網の要衝となっていることから、北陸自動車道木之本インターチェンジ周辺や一般国道8号および365号沿道等では、一定の店舗や工場等が立地しており、<u>令和5年度末にはＪＲ北陸新幹線の金沢－敦賀駅間の開業により広域交通網が充実されるなどこれまで以上に広域交通の利便性が高まっている。</u>また、小谷城スマートインターチェンジが平成29年3月より供用が開始され、地域活性化につながる周辺整備が求められる。 ②豊かな自然環境との共生 本区域は、琵琶湖をはじめ、野鳥・水鳥の宝庫となっている湖辺部や野田沼、琵琶湖に注ぎ込む姉川、高時川、余呉川等の河川、それらの流域に広がる田園、さらには小谷山などの伊吹山系の森林等を有する変化に富んだ自然環境を形成しており、山々から湖岸部までが一体となった美しい景観を有する区域となっている。 この豊かな自然環境と共生しながら進めていくまちづくりが求められている。 ③歴史・文化資源を活用した活力の創造 本区域は、北国街道木之本宿や北国脇往還沿い伊部、郡上の歴史的まちなみをはじめ、全国有数の古墳群である史跡古保利古墳群ならびに戦国時代を代表する史跡である小谷城跡および姉川古戦場跡、さらには日本三大地蔵で知られる木之本地蔵院浄信寺の地蔵菩薩像があるほか、渡岸寺の国宝十一面観音菩薩像をはじめとする数多くの観音があることから「観音の里」と呼ばれるなど、豊かな歴史・文化資源を有している。 このため、これらの資源を尊重しながら活用できるまちづくりが求められている。

旧	新
④人口減少・少子高齢社会への対応 本区域では、人口が減少傾向にあるとともに、<u>平成 22</u> 年時点での高齢化率が <u>25%を上回るなど</u>、今後も、人口減少・少子高齢化が一層進行すると予測される。 このため、農村集落の地域コミュニティ維持などの課題に対応したまちづくりが求められている。 ⑤地域の連携によるまちづくりの推進 本区域では、一定の地域ごとに生活圏が形成され、それらが一体的なまとまりをもった多核的構造の圏域を成している。各生活圏においては、住民の日常生活に必要な生活機能の充実を図るとともに、各生活圏域の相互連携や都市機能が集積する長浜市の中心市街地との総合的連携を密にした持続可能なまちづくりが求められている。 (3) 基本理念 <u>このような</u>本区域の課題を踏まえ、都市づくりの基本理念を以下のように設定する。 ○「<u>コンパクトシティ・プラス・ネットワーク</u>」のまちづくりの推進 今後の少子・高齢社会に対応していくためには、公共交通を軸とした歩いて暮らせるまちづくりを推進するとともに、「<u>持続可能な滋賀社会ビジョン</u>」に基づき、過度な自動車利用を抑えた低炭素社会を実現させるため、都市機能の集約化（いわゆるコンパクト・シティの考え方）を取り入れたまちづくりを進めていく必要がある。 本区域では、鉄道駅の周辺や旧町の中心を核として、複数の生活圏域が形成されている。このような状況の中で、今後、人口減少が進む中でも魅力ある都市としてまちの活力を保っていくためには、各生活拠点において、生活機能がバランスよく集積して配置され、日常生活に必要な機能が身近な地域で提供されることが重要となる。また、各生活圏拠点の相互連携や、都市機能が集積する中心市街地との連携により持続可能なまちづくりを進めていくことが求められている。このようなことから、コンパクトな生活拠点を形成するとともに、各拠点間や中心市街地を公共交通で結び、それらが有機的に連携した<u>コンパクトシティ・プラス・ネットワーク</u>のまちづくりを目指す。	④人口減少・少子高齢社会への対応 本区域では、人口が減少傾向にあるとともに、<u>令和 2</u> 年時点での高齢化率が <u>28.8%となっており</u>、今後も、人口減少・少子高齢化が一層進行すると予測される。 このため、農村集落の地域コミュニティ維持などの課題に対応したまちづくりが求められている。 ⑤地域の連携によるまちづくりの推進 本区域では、一定の地域ごとに生活圏が形成され、それらが一体的なまとまりをもった多核的構造の圏域を成している。各生活圏においては、住民の日常生活に必要な生活機能の充実を図るとともに、各生活圏域の相互連携や都市機能が集積する長浜市の中心市街地との総合的連携を密にした持続可能なまちづくりが求められている。 (3) 基本理念 <u>本県では安全・安心な生活や経済活動を支えるため、概ね 20 年後を見据えた都市計画の基本的な方針や広域的な方向性を示した「滋賀県都市計画基本方針」を令和 4 年 3 月に策定したところである。</u> <u>基本方針では、低密度な拡散型の都市構造から、既存ストックを活かす視点を重視し、持続可能で質の高い都市構造への転換を目指すこととしており、自然を活かしながら、住み、働き、憩うために必要となる様々なサービス機能が集積した多様な拠点を形成し、それらを公共交通で結ぶ「拠点連携型都市構造」を示している。</u> <u>「拠点連携型都市構造」の実現により、拠点に都市機能や居住を誘導し、人口集積が高まることで、公共交通の利用者が増加し、公共交通の利用促進・利便性の向上が可能となる。これら都市計画と公共交通の連携した取組にて、好循環を生み出し、誰もが暮らしやすい安全・安心な活力ある県土の形成を目指す。</u> <u>これら基本的な方針や広域的な方向性および本区域の課題を踏まえ、都市づくりの基本理念を以下のように設定する。</u> ○「<u>拠点連携型都市構造</u>」のまちづくりの推進 今後の少子・高齢社会に対応していくためには、公共交通を軸とした<u>歩いて暮らせる</u>まちづくりを推進するとともに、「<u>滋賀県基本構想「変わる滋賀 続く幸せ」(平成 31 年 3 月策定)</u>」に基づき、過度な自動車利用を抑えた低炭素社会を実現させるため、都市機能の集約化（いわゆるコンパクト・シティの考え方）を取り入れたまちづくりを進めていく必要がある。 本区域では、鉄道駅の周辺や旧町の中心を核として、複数の生活圏域が形成されている。このような状況の中で、今後、人口減少が進む中でも魅力ある都市としてまちの活力を保っていくためには、各生活拠点において、生活機能がバランスよく集積して配置され、日常生活に必要な機能が身近な地域で提供されることが重要となる。また、各生活圏拠点の相互連携や、都市機能が集積する中心市街地との連携により持続可能なまちづくりを進めていくことが求められている。このようなことから、コンパクトな生活拠点を形成するとともに、各拠点間や中心市街地を公共交通で結び、それらが有機的に連携した「<u>拠点連携型都市構造</u>」のまちづくりを目指す。

○地域的特性を活かした活力あるまちづくり

本区域は、北陸圏から近畿圏への玄関口としての位置にあり、交通の要衝である一般国道 8 号および一般国道 365 号沿道や、木之本インターチェンジおよび新設される（仮称）小谷城スマートインターチェンジ周辺ならびに J R 鉄道駅周辺の適正な土地利用の誘導を図り、生活圏に必要な都市機能の確保に努める。また、J R 鉄道駅の利便性向上を図り、公共交通機関と連携を図りながら 2 次交通の効果的な運行体系を整備し、交通結節点としての機能を高め、地域住民を始め、通勤や観光の利便性の向上を図るなどにより、地域的特性を活かした活力あるまちづくりを図る。

○自然環境と調和したまちづくり

本区域の生物を含めた貴重な自然環境を責任を持って次世代に引き継げるよう、開発にあたっては既存施設の有効活用、施設整備にあたっては環境への負荷を極力抑える努力など、自然環境との調和を目指したまちづくりを進める。

○歴史・文化資源を活かしたまちづくり

本区域の恵まれた歴史・文化資源の保存、保全や魅力の向上を図りつつ、長浜市の中心市街地周辺などの豊かな観光資源を有する地域との連携を視野に入れたネットワーク形成等を図るなど、多くの人々が訪れたくなるまちづくりを進める。

○誰もが住み続けたいと思えるまちづくり

子どもや若年層が将来にわたって定住を望み、全ての人が住み慣れた地域で住み続けられるためには、地域に誇りが持てる快適で利便性の高い環境づくりが求められる。公共交通の充実をはじめ、全ての人に優しいユニバーサルデザインのまちづくりや、若者から高齢者までそれぞれの立場で「生きがい」を持って社会貢献できる場づくりを行うなど、住民と行政が協働することにより、地域コミュニティの維持を図り、誰もが住み続けたいと思えるまちづくりを進める。

○地域的特性を活かした活力あるまちづくり

本区域は、北陸圏から近畿圏への玄関口としての位置にあり、交通の要衝である一般国道 8 号および一般国道 365 号沿道や、木之本インターチェンジおよび小谷城スマートインターチェンジ周辺ならびに J R 鉄道駅周辺の適正な土地利用の誘導を図り、生活圏に必要な都市機能の確保に努める。

また、J R 鉄道駅の利便性向上を図り、公共交通機関と連携を図りながら 2 次交通の効果的な運行体系を整備し、交通結節点としての機能を高め、地域住民を始め、通勤や観光の利便性の向上を図るなどにより、地域的特性を活かした活力あるまちづくりを図る。

○自然環境と調和したまちづくり

本区域の生物を含めた貴重な自然環境を責任を持って次世代に引き継げるよう、開発にあたっては既存施設の有効活用、施設整備にあたっては環境への負荷を極力抑える努力など、自然環境との調和を目指したまちづくりを進める。

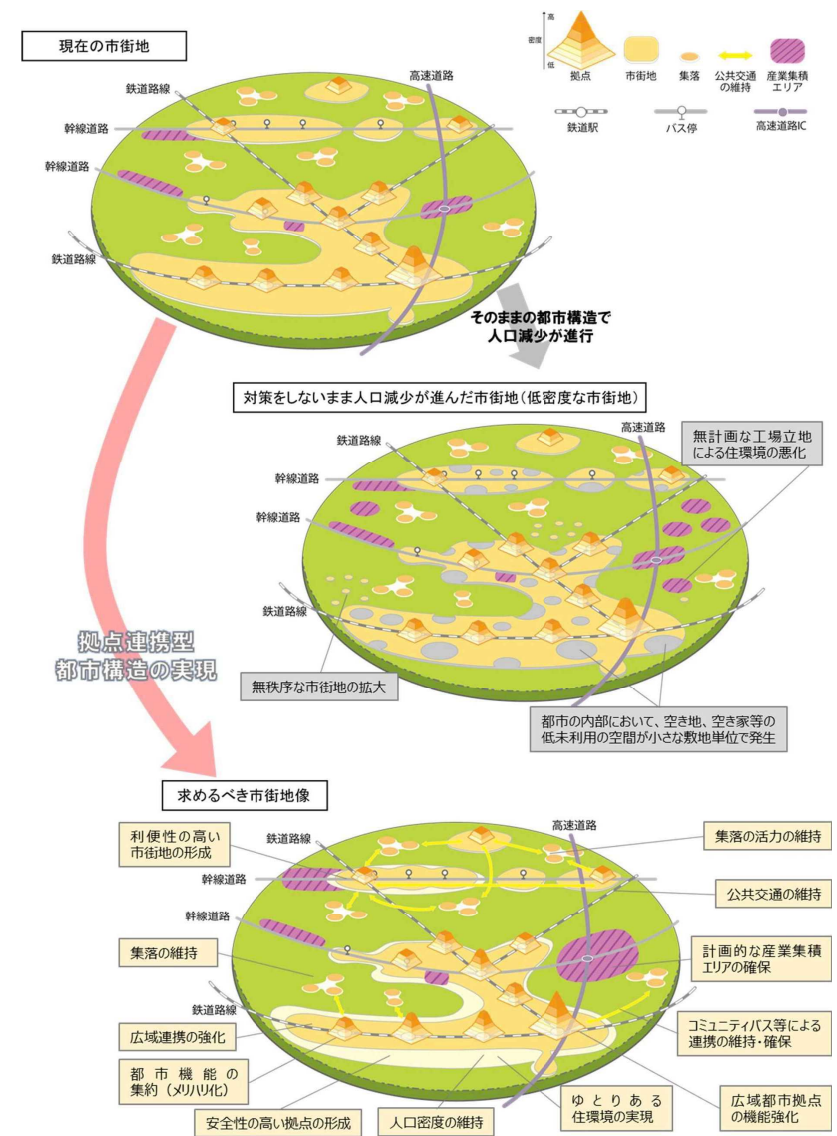
○歴史・文化資源を活かしたまちづくり

本区域の恵まれた歴史・文化資源の保存、保全や魅力の向上を図りつつ、長浜市の中心市街地周辺などの豊かな観光資源を有する地域との連携を視野に入れたネットワーク形成等を図るなど、多くの人々が訪れたくなるまちづくりを進める。

○誰もが住み続けたいと思えるまちづくり

子どもや若年層が将来にわたって定住を望み、全ての人が住み慣れた地域で住み続けられるためには、地域に誇りが持てる快適で利便性の高い環境づくりが求められる。公共交通の充実をはじめ、全ての人に優しいユニバーサルデザインのまちづくりや、若者から高齢者までそれぞれの立場で「生きがい」を持って社会貢献できる場づくりを行うなど、住民と行政が協働することにより、地域コミュニティの維持を図り、誰もが住み続けたいと思えるまちづくりを進める。

図 将来都市構造のイメージ



旧

2. 区域区分の決定の有無および区域区分を定める際の方針

2-1 区域区分の決定の有無

本区域は、都市計画区域再編前の彦根長浜都市計画区域の一部（旧びわ町の一部、旧虎姫町の全域）、浅井湖北都市計画区域の一部（旧浅井町の一部、旧湖北町の一部）および木之本高月都市計画区域の一部（旧木之本町の一部、旧高月町の一部）で構成されている。その中で、浅井湖北都市計画区域および木之本高月都市計画区域であった地域については、過度な内陸型企業の立地や急激な人口増加もなく、都市化の圧力がそれほど高くない状況が続いてきたため、これまで市街化区域および市街化調整区域の区域区分を定めてこなかった。

また、彦根長浜都市計画区域（線引き都市計画区域）であった地域についても、人口が減少しており、都市化の圧力もそれほど高くない状況が続いている。

さらに、従前の非線引き都市計画区域で用途地域が指定されていなかった地域（白地地域）および市街化調整区域であった地域においては、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）に基づく農用地区域、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に基づく保安林、自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）に基づく特別地域等の指定状況や、現状の地形条件等から開発行為は制限を受けている。

そのため、今後も急激かつ無秩序な市街化が進行することは推測しがたいため、引き続き区域区分を定めないものとする。

ただし、将来、社会情勢の変化などにより必要性が生じた場合は、区域区分を検討する。なお、本区域では、都市計画区域の再編に伴い、新たに特定用途制限地域を導入し、適切な規制を行うこととしている。

2-2 目標年次の人口

本都市計画区域の将来におけるおおむねの人口を次のとおり想定する。

【おおむねの人口】

年 次 区 分	<u>平成22</u> 年 (基準年)	<u>平成37</u> 年 (15 年後)
都市計画区域内人口	<u>51</u> 千人	おおむね <u>48</u> 千人

新

2. 区域区分の決定の有無および区域区分を定める際の方針

2-1 区域区分の決定の有無

本区域は、都市計画区域再編前の彦根長浜都市計画区域の一部（旧びわ町の一部、旧虎姫町の全域）、浅井湖北都市計画区域の一部（旧浅井町の一部、旧湖北町の一部）および木之本高月都市計画区域の一部（旧木之本町の一部、旧高月町の一部）で構成されている。その中で、浅井湖北都市計画区域および木之本高月都市計画区域であった地域については、過度な内陸型企業の立地や急激な人口増加もなく、都市化の圧力がそれほど高くない状況が続いてきたため、これまで市街化区域および市街化調整区域の区域区分を定めてこなかった。

また、彦根長浜都市計画区域（線引き都市計画区域）であった地域についても、人口が減少しており、都市化の圧力もそれほど高くない状況が続いている。

さらに、従前の非線引き都市計画区域で用途地域が指定されていなかった地域（白地地域）および市街化調整区域であった地域においては、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）に基づく農用地区域、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に基づく保安林、自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）に基づく特別地域等の指定状況や、現状の地形条件等から開発行為は制限を受けている。

そのため、今後も急激かつ無秩序な市街化が進行することは推測しがたいため、引き続き区域区分を定めないものとする。

ただし、将来、社会情勢の変化などにより必要性が生じた場合は、区域区分を検討する。なお、本区域では、都市計画区域の再編に伴い 指定した特定用途制限地域を維持し、適切な規制を行うこととしている。

2-2 目標年次の人口

本都市計画区域の将来におけるおおむねの人口を次のとおり想定する。

【おおむねの人口】

年 次 区 分	<u>令和2</u> 年 (基準年)	<u>令和17</u> 年 (15 年後)
都市計画区域内人口	<u>46</u> 千人	おおむね <u>41</u> 千人

旧	新
3. 主要な都市計画の方針 基本理念に示した5点の実現化に向け、以下に主要な都市計画の方針を示す。 3－1 土地利用に関する方針 (1) 主要用途の配置の方針 商業地では活気と繁栄やアクセスの良さ、工業地では効率性、住宅地では静けさや安らぎと利便性が重視されるなど、それぞれの土地利用は果たすべき役割や求められる機能が異なる。用途の配置については、都市機能を維持増進し、居住環境の保護などを図るとともに、<u>コンパクトシティ・プラス・ネットワークのまちづくり</u>が推進されるよう、以下に示す主要用途の配置の方針および市町村の都市計画に関する基本的な方針（市町村マスタープラン）等に基づき、商業地、工業地、住宅地などの適正な確保と配置・誘導を図る。 ①商業・業務地 <u>J R 虎姫駅周辺および長浜市役所浅井支所周辺において、商業・業務地の配置を図る。</u> また、現在一定の商業集積がある長浜市役所湖北支所周辺、一般国道8号および<u>一般国道</u> 365号沿道ならびにJ R 木ノ本駅および高月駅周辺において、商業地の配置を検討する。 ②工業地 本区域では、びわ湖工業団地およびびわ湖細江工業団地をはじめ、浅井地域の草野川沿い、湖北地域および高月地域の高時川沿いならびにJ R 木ノ本駅北部に比較規模の大きな工場が集積している。これらの既存工業地では、原則として今後とも工業地として維持するとともに、交通施設・情報施設等の産業環境整備や産官学連携の体制構築等を進め、環境対策などを充実させることなどにより、快適で安全な工業地の形成を図る。 ③住宅地 既成市街地や市街地周辺の農家住宅が点在する集落地区等について、湖や河川、農地、森林等の豊かな自然環境と調和した、ゆとりと潤いのある良好な住宅地の配置を図り、住み続けたい人が住み続けられる住宅地の形成を図る。 (2) その他の土地利用の方針 ①秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針 用途地域指定地域内の低・未利用地については、生活機能の適正な配置も考慮しつつ、土地の有効利用の推進を図る。用途地域の指定がなされていない地域においては、特定用途制限地域の指定により、田園集落や幹線道路沿道等、土地利用の状況に応じた、適切な規制と誘導を行う。また、<u>(仮称)小谷城スマートインターチェンジの計画地</u>周辺整備をはじめ、土地利用や将来人口等の動向、基盤整備の状況等を勘案しつつ、用途地域指定や、必要に応じて特定用途制限地域の指定・地区計画の決定等を検討する。	3. 主要な都市計画の方針 基本理念に示した5点の実現化に向け、以下に主要な都市計画の方針を示す。 3－1 土地利用に関する方針 (1) 主要用途の配置の方針 商業地では活気と繁栄やアクセスの良さ、工業地では効率性、住宅地では静けさや安らぎと利便性が重視されるなど、それぞれの土地利用は果たすべき役割や求められる機能が異なる。 用途の配置については、都市機能を維持増進し、居住環境の保護などを図るとともに、<u>コンパクトで移動・交流しやすいまちづくり</u>が推進されるよう、以下に示す主要用途の配置の方針および市町村の都市計画に関する基本的な方針（市町村マスタープラン）等に基づき、商業地、工業地、住宅地などの適正な確保と配置・誘導を図る。 ①商業・業務地 現在一定の商業集積がある長浜市役所湖北支所周辺、一般国道8号および365号沿道ならびにJ R 木ノ本駅および高月駅周辺において、商業地・<u>業務地</u>の配置を検討する。 ②工業地 本区域では、びわ湖工業団地およびびわ湖細江工業団地をはじめ、浅井地域の草野川沿い、湖北地域および高月地域の高時川沿いならびにJ R 木ノ本駅北部に比較規模の大きな工場が集積している。これらの既存工業地では、原則として今後とも工業地として維持するとともに、交通施設・情報施設等の産業環境整備や産官学連携の体制構築等を進め、環境対策などを充実させることなどにより、快適で安全な工業地の形成を図る。<u>また、小谷城スマートインターチェンジの周辺地域等の既存ストックを活かせるエリアにおいては、滋賀の成長を支える産業集積が期待されていることから、環境への負荷等を配慮しつつ、工業用地としての利用を検討する。</u> ③住宅地 既成市街地や市街地周辺の農家住宅が点在する集落地区等について、湖や河川、農地、森林等の豊かな自然環境と調和した、ゆとりと潤いのある良好な住宅地の配置を図り、住み続けたい人が住み続けられる住宅地の形成を図る。 (2) その他の土地利用の方針 ①秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針 用途地域指定地域内の低・未利用地については、生活機能の適正な配置も考慮しつつ、土地の有効利用の推進を図る。 用途地域の指定がなされていない地域においては、特定用途制限地域の指定により、田園集落や幹線道路沿道等、土地利用の状況に応じた、適切な規制と誘導を行う。また、小谷城スマートインターチェンジの周辺整

旧	新
②優良な農地との健全な調和に関する方針 本区域では、平坦地部に集团的優良農地が大規模に連担し、その多くが農業振興地 域の農用地区域に定められており、農業基盤整備事業の実施が進んでいる。このよう な集团的優良農地は、今後とも生産性の高い農業を営む農用地として環境に配慮した 保全を図る。 ③災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）により土砂流出防備等のため保安林として指定さ れている区域ならびに地すべり防止法（昭和 33 年法律第 30 号）による地すべり防止 区域については、原則として開発を抑制し、保全に努める。 また、浸水等の水害による被害が想定される区域についても、「滋賀県流域治水の推 進に関する条例（平成 25 年度策定）」第 24 条に基づき、判断する。 さらに、土砂災害特別警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平 成 12 年法律第 57 号）に基づき、土砂災害特別警戒区域に指定された区域についても、 市街化を抑制する。 ④自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針 本区域には、琵琶湖国定公園の指定を受けている琵琶湖や野田沼、湖岸など、景観 面、生き物の生息環境 面等で重要な自然環境が存在している。 また、琵琶湖の流域であることから、山地部は災害防止や水源かん 養、自然環境に 配慮して保全整備に努めるとともに、湖辺部については水域と陸域の連続性に配慮し て保全に努める。 3－2 都市施設の整備に関する方針 (1) 交通施設の整備の方針 ①基本方針 ○広域交通ネットワークの充実・強化 本区域には、北陸自動車道、一般国道 8 号、365 号等の主要幹線道路が整備されており、基幹交通の要衝とな っている。そのため、内陸型工業の立地等も見られるが、今後とも広域交通ネットワークの充実、有効活用を図る。 また、<u>(仮称)</u> 小谷城スマートインターチェンジ<u>の整備</u>と連携した幹線道路の整備を図る。 ○主要幹線道路につながる道路網の形成 本区域では幹線道路整備の遅れもあり、一般国道 8 号など一部の整備された道路に交通が集中している。そ のため、道路機能に応じて幹線道路、補助幹線道路等が秩序よく連結される道路網の形成を進める。 ○暮らしやすい生活道路の整備 本区域の道路網は、幹線道路やこれと一体となった市道等で構成されているが、集落内や集落間での円滑な 交通処理と安全で快適な都市生活を支えるため、また、積雪の多い区域でもあるため、一年を通じて人々が暮 らししやすい生活道路の整備を図る。	備をはじめ、土地利用や将来人口等の動向、基盤整備の状況等を勘案しつつ、用途地域指定や、必要に応じ て特定用途制限地域の指定・地区計画の決定等を検討する。 ②優良な農地との健全な調和に関する方針 本区域では、平坦地部に集团的優良農地が大規模に連担し、その多くが農業振興地域の農用地区域に定めら れており、農業基盤整備事業の実施が進んでいる。このような集团的優良農地は、今後とも生産性の高い農業 を営む農用地として環境に配慮した保全を図る。 ③災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）により土砂流出防備等のため保安林として指定されている区域ならびに 地すべり防止法（昭和 33 年法律第 30 号）による地すべり防止区域については、原則として開発を抑制し、保 全に努める。また、浸水等の水害による被害が想定される区域についても、「滋賀県流域治水の推進に関する 条例（平成 25 年度策定）」第 24 条に基づき、判断する。 さらに、土砂災害特別警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号） に基づき、土砂災害特別警戒区域に指定された区域についても、市街化を抑制する。 ④自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針 本区域には、琵琶湖国定公園の指定を受けている琵琶湖や野田沼、湖岸など、景観面、生き物の生息環境面 等で重要な自然環境が存在している。また、琵琶湖の流域であることから、山地部は災害防止や水源かん養、 自然環境に配慮して保全整備に努めるとともに、湖辺部については水域と陸域の連続性に配慮して保全に努め る。 3－2 都市施設の整備に関する方針 (1) 交通施設の整備の方針 ①基本方針 ○広域交通ネットワークの充実・強化 本区域には、北陸自動車道、一般国道 8 号、365 号等の主要幹線道路が整備されており、基幹交通の要衝とな っている。そのため、内陸型工業の立地等も見られるが、今後とも広域交通ネットワークの充実、有効活用 を図る。 また、小谷城スマートインターチェンジと連携した幹線道路の整備を図る。 ○主要幹線道路につながる道路網の形成 本区域では幹線道路整備の遅れもあり、一般国道 8 号など一部の整備された道路に交通が集中している。そ のため、道路機能に応じて幹線道路、補助幹線道路等が秩序よく連結される道路網の形成を進める。 ○暮らしやすい生活道路の整備 本区域の道路網は、幹線道路やこれと一体となった市道等で構成されているが、集落内や集落間での円滑な 交通処理と安全で快適な都市生活を支えるため、また、積雪の多い区域でもあるため、一年を通じて人々が暮 らししやすい生活道路の整備を図る。

旧	新
○ゆとりと潤いのある道路網の整備 本区域の豊かな環境や歴史・文化資源を保全し、親しみや潤いが感じられる道路環境を創造するため、緑豊かで景観等に配慮した道路整備、また幅広歩道やサイクリングロードなどゆとりある道路整備を図る。 ○利用しやすい公共交通体系の確立 <u>コンパクトシティ・プラス・ネットワークのまちづくり</u>を実現するためには、鉄道およびバスによる適切なサービスの確保が重要となる。そこで、利便性を高めるため鉄道の輸送力増強・関連施設整備や鉄道駅、福祉施設、観光施設等を結ぶバス路線の維持・確保を図るとともに、公共交通の利用を促進する新たなサービス提供についても検討する。 ②主要な施設の配置、整備の方針 a) 道路 ・本区域と長浜市の中心市街地を結ぶ道路をはじめ、主要幹線道路に接続する東西方向等の幹線道路整備を図る。 ・主要施設の周辺部を中心に、ユニバーサルデザインによる歩道の設置、融雪装置の設置など、人に優しい道路整備を図る。 ・小谷城跡、姉川古戦場跡などの歴史・文化拠点や、北国街道・北国脇往還、琵琶湖・野田沼の湖岸および姉川・高時川・草野川の河川沿いなどで地域の特色を活かせる道路整備を図る。 b) 鉄道・バス等 ・駅および周辺施設の充実や鉄道駅を起点にした路線バスの維持をはじめ、生活交通としての福祉・医療施設や商業施設へのアクセス向上など公共交通機関の維持・利便性向上を図る。	○ゆとりと潤いのある道路網の整備 本区域の豊かな環境や歴史・文化資源を保全し、親しみや潤いが感じられる道路環境を創造するため、緑豊かで景観等に配慮した道路整備、また幅広歩道やサイクリングロードなどゆとりある道路整備を図る。 <u>また、自転車で琵琶湖を一周する「ピワイチ」は令和元年 11 月に第 1 次ナショナルサイクルルートの指定を受けており、地域活性化に向け、安全安心で快適にサイクリングを楽しむことができる自転車通行空間整備を引き続き進めていくとともに、湖岸周辺から離れた県内各地の観光地等を周遊する「ピワイチ・プラス」の整備を市町と連携しながら進める。</u> <u>○自然災害に強い道路ネットワークの整備</u> <u>山間部が多いことや、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲（UPZ）に一部含まれていることなどから、被災時を想定した道路ネットワークの強化を図る。</u> ○利用しやすい公共交通体系の確立 <u>コンパクトで移動・交流しやすいまちづくり</u>を実現するためには、鉄道およびバスによる適切なサービスの確保が重要となる。そこで、利便性を高めるため鉄道の輸送力増強・関連施設整備や鉄道駅、福祉施設、観光施設等を結ぶバス路線の維持・確保を図るとともに、公共交通の利用を促進する新たなサービス提供についても検討する。 ②主要な施設の配置、整備の方針 a) 道路 本区域と長浜市の中心市街地を結ぶ道路をはじめ、主要幹線道路に接続する東西方向等の幹線道路整備を図る<u>とともに、安全的な人流・物流の確保に向けて、被災時の通行止めも考慮し、ダブルネットワーク化による代替路確保を行う。</u> 主要施設の周辺部を中心に、ユニバーサルデザインによる歩道の設置、融雪装置の設置など、人に優しい道路整備を図る。 小谷城跡、姉川古戦場跡などの歴史・文化拠点や、北国街道・北国脇往還、琵琶湖・野田沼の湖岸および姉川・高時川・草野川の河川沿いなどで地域の特色を活かせる道路整備を図る。 b) 鉄道・バス等 駅および周辺施設の充実や鉄道駅を起点にした路線バス<u>等</u>の維持をはじめ、生活交通としての福祉・医療施設や商業施設へのアクセス向上など公共交通機関の維持・利便性向上を図る

旧		新																																																									
③主要な施設の整備目標 本区域における交通施設のうち、現在事業を実施しているものおよび優先的におおむね 10 年以内に実施することを予定する主要な事業は次のとおりとする。 【現在事業を実施しているものおよびおおむね 10 年以内に実施することを予定する主要な事業】 <table border="1"> <tr> <th>種 別</th><th>名 称</th><th>整備区間等</th><th>備 考</th></tr> <tr> <td rowspan="14">道路</td><td><u>一般国道 8 号</u></td><td><u>長浜市高月町高月～高月町柏原</u></td><td><u>実施中</u></td></tr> <tr> <td><u>一般国道 365 号</u></td><td><u>長浜市西主計町</u></td><td><u>予定</u></td></tr> <tr> <td rowspan="3"><u>木之本長浜線</u></td><td><u>長浜市川道町～南浜町</u></td><td><u>実施中</u></td></tr> <tr> <td><u>長浜市南浜町</u></td><td><u>予定</u></td></tr> <tr> <td><u>長浜市湖北町尾上～湖北町津里</u></td><td><u>予定</u></td></tr> <tr> <td><u>湖北長浜線</u></td><td><u>長浜市川道町</u></td><td><u>実施中</u></td></tr> <tr> <td><u>丁野虎姫長浜線</u></td><td><u>小谷城 S I C</u></td><td><u>実施中</u></td></tr> <tr> <td><u>伊部近江線</u></td><td><u>長浜市西野町</u></td><td><u>予定</u></td></tr> <tr> <td><u>延勝寺速水線</u></td><td><u>長浜市湖北町速水</u></td><td><u>実施中</u></td></tr> <tr> <td><u>落川高月線</u></td><td><u>長浜市高月町落川</u></td><td><u>実施中</u></td></tr> <tr> <td><u>西柳野高月線</u></td><td><u>長浜市高月町東柳野</u></td><td><u>実施中</u></td></tr> <tr> <td><u>井口高月線</u></td><td><u>長浜市高月町柏原</u></td><td><u>予定</u></td></tr> <tr> <td><u>川合千田線</u></td><td><u>長浜市高月町尾山</u></td><td><u>予定</u></td></tr> <tr> <td><u>木之本高月線</u></td><td><u>長浜市高月町馬_上～高月町雨森</u></td><td><u>実施中</u></td></tr> </table> 注）道路については、<u>平成 25 年 3 月</u>策定の滋賀県道路整備アクションプログラムを参照している。		種 別	名 称	整備区間等	備 考	道路	<u>一般国道 8 号</u>	<u>長浜市高月町高月～高月町柏原</u>	<u>実施中</u>	<u>一般国道 365 号</u>	<u>長浜市西主計町</u>	<u>予定</u>	<u>木之本長浜線</u>	<u>長浜市川道町～南浜町</u>	<u>実施中</u>	<u>長浜市南浜町</u>	<u>予定</u>	<u>長浜市湖北町尾上～湖北町津里</u>	<u>予定</u>	<u>湖北長浜線</u>	<u>長浜市川道町</u>	<u>実施中</u>	<u>丁野虎姫長浜線</u>	<u>小谷城 S I C</u>	<u>実施中</u>	<u>伊部近江線</u>	<u>長浜市西野町</u>	<u>予定</u>	<u>延勝寺速水線</u>	<u>長浜市湖北町速水</u>	<u>実施中</u>	<u>落川高月線</u>	<u>長浜市高月町落川</u>	<u>実施中</u>	<u>西柳野高月線</u>	<u>長浜市高月町東柳野</u>	<u>実施中</u>	<u>井口高月線</u>	<u>長浜市高月町柏原</u>	<u>予定</u>	<u>川合千田線</u>	<u>長浜市高月町尾山</u>	<u>予定</u>	<u>木之本高月線</u>	<u>長浜市高月町馬_上～高月町雨森</u>	<u>実施中</u>	③主要な施設の整備目標 本区域における交通施設のうち、現在事業を実施しているものおよび優先的におおむね 10 年以内に実施することを予定する主要な事業は次のとおりとする。 【現在事業を実施しているものおよびおおむね 10 年以内に実施することを予定する主要な事業】 <table border="1"> <tr> <th>種 別</th><th>名 称</th><th>整備区間等</th><th>備 考</th></tr> <tr> <td rowspan="2">道路</td><td><u>郷野湖北線</u></td><td><u>長浜市湖北町伊部～留目</u></td><td><u>予定</u></td></tr> <tr> <td><u>木之本高月線</u></td><td><u>長浜市高月町雨森～馬_上</u></td><td><u>実施中</u></td></tr> </table> ※道路については<u>令和 5 年 3 月</u>策定の滋賀県道路整備アクションプログラムを参照している。		種 別	名 称	整備区間等	備 考	道路	<u>郷野湖北線</u>	<u>長浜市湖北町伊部～留目</u>	<u>予定</u>	<u>木之本高月線</u>	<u>長浜市高月町雨森～馬_上</u>	<u>実施中</u>
種 別	名 称	整備区間等	備 考																																																								
道路	<u>一般国道 8 号</u>	<u>長浜市高月町高月～高月町柏原</u>	<u>実施中</u>																																																								
	<u>一般国道 365 号</u>	<u>長浜市西主計町</u>	<u>予定</u>																																																								
	<u>木之本長浜線</u>	<u>長浜市川道町～南浜町</u>	<u>実施中</u>																																																								
		<u>長浜市南浜町</u>	<u>予定</u>																																																								
		<u>長浜市湖北町尾上～湖北町津里</u>	<u>予定</u>																																																								
	<u>湖北長浜線</u>	<u>長浜市川道町</u>	<u>実施中</u>																																																								
	<u>丁野虎姫長浜線</u>	<u>小谷城 S I C</u>	<u>実施中</u>																																																								
	<u>伊部近江線</u>	<u>長浜市西野町</u>	<u>予定</u>																																																								
	<u>延勝寺速水線</u>	<u>長浜市湖北町速水</u>	<u>実施中</u>																																																								
	<u>落川高月線</u>	<u>長浜市高月町落川</u>	<u>実施中</u>																																																								
	<u>西柳野高月線</u>	<u>長浜市高月町東柳野</u>	<u>実施中</u>																																																								
	<u>井口高月線</u>	<u>長浜市高月町柏原</u>	<u>予定</u>																																																								
	<u>川合千田線</u>	<u>長浜市高月町尾山</u>	<u>予定</u>																																																								
	<u>木之本高月線</u>	<u>長浜市高月町馬_上～高月町雨森</u>	<u>実施中</u>																																																								
種 別	名 称	整備区間等	備 考																																																								
道路	<u>郷野湖北線</u>	<u>長浜市湖北町伊部～留目</u>	<u>予定</u>																																																								
	<u>木之本高月線</u>	<u>長浜市高月町雨森～馬_上</u>	<u>実施中</u>																																																								

旧	新																						
(1) 下水道および河川の整備の方針 ①基本方針 a) 下水道 下水道については、健康で快適な生活環境の確保や河川等の公共用水域の水質保全を図るため、「琵琶湖流域別下水道整備総合計画」との整合を図りつつ、公共下水道の計画的な整備を進めるとともに、農業集落排水施設の整備や合併浄化槽等の設置など、各地域の実情を踏まえた整備を促進する。 b) 河川 河川については、治水、利水および河川環境の整備・保全のバランスの取れた事業を推進する。 ②主要な施設の配置、整備の方針 a) 下水道 本区域の公共下水道については、分流式とする。 琵琶湖流域下水道整備総合計画（東北部処理区）との整合を図りながら、特に事業効果の高い集落地等から計画的に事業を推進し、都市住民の快適な生活環境の確保と水質の効果的な保全を図る。 b) 河川 河川環境を保全しつつ治水上の安全性を確保するため、多自然川づくりなどの手法を用いて、各河川の実情に合わせた改修事業を推進するとともに河川環境上必要な箇所については自然再生等の事業を推進する。 ③主要な施設の整備目標 a) 下水道 本区域における下水道のうち、現在事業を実施しているものおよび優先的におおむね 10 年以内に実施することを予定する主要な事業は次のとおりとする。 【現在事業を実施しているものおよびおおむね 10 年以内に実施することを予定する主要な事業】 <table><tr><th>種 別</th><th>名 称 等</th><th>事 業 地</th><th>備 考</th></tr><tr><td rowspan="2">下水道</td><td>長浜市公共下水道</td><td>長浜市</td><td>実施中</td></tr><tr><td>木之本西幹線</td><td>長浜市</td><td>実施中</td></tr></table>	種 別	名 称 等	事 業 地	備 考	下水道	長浜市公共下水道	長浜市	実施中	木之本西幹線	長浜市	実施中	(2) 下水道および河川の整備の方針 ①基本方針 a) 下水道 下水道については、健康で快適な生活環境の確保や河川等の公共用水域の水質保全、<u>浸水被害の防除</u>を図るため、「琵琶湖流域別下水道整備総合計画（令和元年 6 月改定）」との整合を図りつつ、公共下水道の事業を促進する。 b) 河川 河川については、治水、利水および河川環境の整備・保全のバランスの取れた事業を推進する。 ②主要な施設の配置、整備の方針 a) 下水道 本区域の公共下水道については、分流式とする。 琵琶湖流域下水道整備総合計画（東北部処理区）との整合を図りながら、特に事業効果の高い集落地等から計画的に事業を推進し、都市住民の快適な生活環境の確保と水質の効果的な保全を図る。 b) 河川 河川環境を保全しつつ治水上の安全性を確保するため、多自然川づくりなどの手法を用いて、各河川の実情に合わせた改修事業を推進するとともに河川環境上必要な箇所については自然再生等の事業を推進する。 ③主要な施設の整備目標 a) 下水道 本区域における下水道のうち、現在事業を実施しているものおよび優先的におおむね 10 年以内に実施することを予定する主要な事業は次のとおりとする。 【現在事業を実施しているものおよびおおむね 10 年以内に実施することを予定する主要な事業】 <table><tr><th>種 別</th><th>名 称 等</th><th>事 業 地</th><th>備 考</th></tr><tr><td rowspan="2">下水道</td><td>長浜市公共下水道</td><td>長浜市</td><td>実施中</td></tr><tr><td>木之本西幹線</td><td>長浜市</td><td>実施中</td></tr></table>	種 別	名 称 等	事 業 地	備 考	下水道	長浜市公共下水道	長浜市	実施中	木之本西幹線	長浜市	実施中
種 別	名 称 等	事 業 地	備 考																				
下水道	長浜市公共下水道	長浜市	実施中																				
	木之本西幹線	長浜市	実施中																				
種 別	名 称 等	事 業 地	備 考																				
下水道	長浜市公共下水道	長浜市	実施中																				
	木之本西幹線	長浜市	実施中																				

旧

b) 河川

本区域における河川のうち、現在事業を実施しているものおよび優先的におおむね 10 年以内に実施することを予定する主要な事業は次のとおりとする。

【現在実施している主要な事業】

種 別	名 称 等	事 業 地	備 考
河川	余呉川	長浜市木之本町大音	実施中
		長浜市湖北町今西～湖北町山本	実施中
	姉川	長浜市南浜町～大井町	実施中
	高時川	長浜市錦織町、高月町落川～高月町柏原	実施中

新

b) 河川

本区域における河川のうち、現在事業を実施しているものおよび優先的におおむね 10 年以内に実施することを予定する主要な事業は次のとおりとする。

【現在実施している主要な事業】

種 別	名 称 等	事 業 地	備 考
河川	余呉川	長浜市木之本町大音	実施中
		長浜市湖北町今西～湖北町山本	実施中
	姉川	長浜市南浜町～大井町	実施中
	高時川	長浜市錦織町、高月町落川～高月町柏原	実施中

旧	新
(2) その他の都市施設の整備の方針 ①基本方針 a) 上水道 上水道については、水道整備がほぼ完了しているものの、引き続き良質の水を安定供給していくため、水質管理の充実および水源の確保、施設の拡張・改良に努める。 b) 汚物処理場 汚物処理場については、下水道整備等と併せて琵琶湖の水質保全などのため、施設の適切な維持・管理に努める。 c) 廃棄物処理施設 循環型社会の構築を図り、廃棄物の適正処理、資源の再利用、ごみの減量化などの各種施策および施設の整備について「滋賀県廃棄物処理計画」、「滋賀県一般廃棄物処理広域化計画」および市等の作成する「一般廃棄物処理計画」に基づき推進していく。なお、ごみ焼却場等の施設についてはダイオキシン等による環境汚染の防止に関する責務を実行する。 d) 教育・文化施設 教育・文化施設については、教育の充実、教養の増進を図る上で重要であるため、その適正な配置や機能の維持・充実に努める。 e) 医療・社会福祉施設 高齢社会（区域内の高齢化率約 <u>25</u>%）を踏まえ、高齢者や障害者をはじめ必要な人が利用しやすい医療・社会福祉施設の整備、充実に努める。 f) 火葬場 火葬場については、需要を見極めながら、適切な施設の維持・管理に努める。 ②主要な施設の配置、整備の方針 a) 上水道 上水道については、区域内に多数の浄水場あるいは水源地があり、引き続きこれら取水施設や送水施設等の維持・充実に努める。 b) 汚物処理場 汚物処理場については、長浜市湖北町海老江に湖北広域行政事務センター<u>し尿処理場があり、下水道整備と併せて、汚物処理場の適切な維持・管理に努める。</u> c) 廃棄物処理施設 ごみ焼却場については、長浜市八幡中山町に湖北広域行政事務センター<u>新清掃工場</u>が、ごみ処理場については長浜市大依町に湖北広域行政事務センター<u>粗大ごみ処理施設</u>がそれぞれ<u>あり、環境への影響に配慮しながら、機能の維持に努める。</u>	(3) その他の都市施設の整備の方針 ①基本方針 a) 上水道 上水道については、水道整備がほぼ完了しているものの、引き続き良質の水を安定供給していくため、水質管理の充実および水源の確保、施設の拡張・改良に努める。 b) 汚物処理場 汚物処理場については、下水道整備等と併せて琵琶湖の水質保全などのため、施設の適切な維持・管理に努める。 c) 廃棄物処理施設 循環型社会の構築を図り、廃棄物の適正処理、資源の再利用、ごみの減量化などの各種施策および施設の整備について「<u>第五次</u>滋賀県廃棄物処理計画（<u>令和3年7月策定</u>）」、「滋賀県一般廃棄物処理広域化計画（<u>平成11年3月策定</u>）」および市等の作成する「一般廃棄物処理計画」に基づき推進していく。なお、ごみ焼却場等の施設についてはダイオキシン等による環境汚染の防止に関する責務を実行する。 d) 教育・文化施設 教育・文化施設については、教育の充実、教養の増進を図る上で重要であるため、その適正な配置や機能の維持・充実に努める。 e) 医療・社会福祉施設 高齢社会（区域内の高齢化率約 <u>28.8</u>%）を踏まえ、高齢者や障害者をはじめ必要な人が利用しやすい医療・社会福祉施設の整備、充実に努める。 f) 火葬場 火葬場については、需要を見極めながら、適切な施設の維持・管理に努める。 ②主要な施設の配置、整備の方針 a) 上水道 上水道については、区域内に多数の浄水場あるいは水源地があり、引き続きこれら取水施設や送水施設等の維持・充実に努める。 b) 汚物処理場 汚物処理場については、長浜市湖北町海老江に湖北広域行政事務センター<u>第1プラントがあるが、施設が老朽化していることから、新しい汚泥再生処理センターの整備を進める。</u> c) 廃棄物処理施設 ごみ焼却場については、長浜市八幡中山町に湖北広域行政事務センター<u>クリスタルプラザ</u>が、ごみ処理場については長浜市大依町に湖北広域行政事務センター<u>クリーンプラント</u>がそれぞれあるが、「<u>湖北広域行政事務センター施設整備に関する基本方針</u>」に基づき新施設への移行を進めていく。

旧	新
---	---

d) 教育・文化施設 各地域の学校、会館、図書館、博物館等の教育・文化施設については、今後も引き続き施設の維持、能力向上に努める。 e) 医療・社会福祉施設 医療施設としては、湖北病院などが、福祉施設については、<u>北部地域包括支援センター</u>などがあり、これらの施設の維持・充実に努めるとともに、長浜市の中心市街地とも連携し、医療・福祉の充実に努める。 f) 火葬場 火葬場については、<u>長浜市下山田に湖北広域斎場が、長浜市木之本町木之本に木之本町火葬場</u>があり、環境への影響に配慮しつつ、適切な施設の維持・管理に努める。	d) 教育・文化施設 各地域の学校、会館、図書館、博物館等の教育・文化施設については、今後も引き続き施設の維持、能力向上に努める。 e) 医療・社会福祉施設 医療施設としては、湖北病院などが、福祉施設については、<u>木之本余呉西浅井地域包括支援センター</u>などがあり、これらの施設の維持・充実に努めるとともに、長浜市の中心市街地とも連携し、医療・福祉の充実に努める。 f) 火葬場 火葬場については、<u>湖北広域行政事務センターこもれび苑</u>があり、環境への影響に配慮しつつ、適切な施設の維持・管理に努める。
--	--

旧	新
3-3 市街地整備に関する方針 (1) 主要な市街地整備の方針 ①市街地整備の抱える課題 本区域では、集落地などで宅地間に幅員の狭い道路が多く存在することや、用途地域内に空地が多く存在するなどの課題を抱えている。 また、本区域では北国街道、北国脇往還沿いの一部等に歴史的な面影が残るなど、地域特性の感じられる空間が存在することから、地域資源を活かした個性あるまちづくりが課題となっている。 ②市街地整備の方針 活力ある集落地環境を実現するため、居住環境の向上を図る。また、定住促進等のため、用途地域内空地や駅周辺などでの計画的な整備を検討する。 北国街道、北国脇往還沿い等では、歴史的なまちなみなどの歴史・文化資源を保全・活用し、魅力の向上と交流を促す空間形成を図り、多くの人々が訪れ親しめるまちづくりを進める。 これらの市街地整備にあたっては、可能な限り避難地・避難路や延焼遮断帯の機能を確保するなど防災性の向上に配慮するものとする。	3-3 市街地整備に関する方針 (1) 主要な市街地整備の方針 ①市街地整備の抱える課題 本区域では、集落地などで宅地間に幅員の狭い道路が多く存在することや、用途地域内に空地が多く存在するなどの課題を抱えている。 また、本区域では北国街道、北国脇往還沿いの一部等に歴史的な面影が残るなど、地域特性の感じられる空間が存在することから、地域資源を活かした個性あるまちづくりが課題となっている。 ②市街地整備の方針 活力ある集落地環境を実現するため、居住環境の向上を図る。また、定住促進等のため、用途地域内空地や駅周辺などでの計画的な整備を検討する。 北国街道、北国脇往還沿い等では、歴史的なまちなみなどの歴史・文化資源を保全・活用し、魅力の向上と交流を促す空間形成を図り、多くの人々が訪れ親しめるまちづくりを進める。 これらの市街地整備にあたっては、可能な限り避難地・避難路や延焼遮断帯の機能を確保するなど防災性の向上に配慮するものとする。

旧

3－4 自然的環境の整備または保全に関する方針

(1) 基本方針

①自然的環境の特徴と保全および整備の基本方針

本区域には、西側に琵琶湖国定公園の指定を受けている琵琶湖があり、野鳥の生息の場としても豊かな環境を持つ琵琶湖・野田沼の水面や湖岸があるほか、東側には伊吹山系の森林が広がり、そこから姉川、草野川および高時川等の河川が流れ出て琵琶湖に注いでおり、その流域には農地等が広がる豊かな自然的環境が存在している。これらの豊かな環境と共生する都市づくりの形成を進めるため、北国街道、北国脇

往還沿いの集落をはじめとする集落内の社寺境内林や学校等公共施設の緑も含め、自然環境を適正に保全する。また、自然の豊かさや美しさを実感できる交流・ふれあいの空間整備を図るとともに、琵琶湖や河川の水辺、伊吹山系の森林、その間に広がる農地等を結ぶ水と緑のネットワークの形成を図る。

また、潤いのある生活環境の保持や都市景観の形成、レクリエーション需要への対応、あるいは災害時の避難場所や救援活動の拠点の確保等を図るため、公園・緑地の計画的な整備を検討する。

②計画水準

都市計画区域に対して、緑地（注１）として確保する目標水準は次表のとおりとする。

【緑地の確保目標水準】

	平成22年（基準年）	平成37年（15年後）
緑地の確保目標量	おおむね 5,050 ha	おおむね 5,050 ha
都市計画区域に対する割合	33.0 %	おおむね 33 %

（注１）緑地：都市計画公園・緑地等、風致地区、保安林および自然公園特別地域等。

(2) 主要な緑地の配置、整備の方針

本区域においては、現在ある豊かな水と緑や、歴史的・文化的環境を活かしたまちづくりの推進を念頭に、緑地の配置計画にあたっては、主として環境保全系統、レクリエーション系統、防災系統、景観構成系統およびその他の系統の５つの系統毎に緑地の適切な整備、保全を図る。

① 環境保全系統

a) 地域全体

本区域は、琵琶湖や野田沼をはじめ、姉川、高時川および草野川等、多様な生き物が生息する豊かな水域が存在している。これら水域に面する水辺部一帯は独特の景観を生み出しており、湖沼環境・河川環境と一体的に広がる農地も含めて保全・活用を図るとともに、これらを軸とした環境空間の形成に向け、緑地の配置を行う。

新

3－4 自然的環境の整備または保全に関する方針

(1) 基本方針

①自然的環境の特徴と保全および整備の基本方針

本区域には、西側に琵琶湖国定公園の指定を受けている琵琶湖があり、野鳥の生息の場としても豊かな環境を持つ琵琶湖・野田沼の水面や湖岸があるほか、東側には伊吹山系の森林が広がり、そこから姉川、草野川および高時川等の河川が流れ出て琵琶湖に注いでおり、その流域には農地等が広がる豊かな自然的環境が存在している。これらの豊かな環境と共生する都市づくりの形成を進めるため、北国街道、北国脇往還沿いの集落をはじめとする集落内の社寺境内林や学校等公共施設の緑も含め、自然環境を適正に保全する。また、自然の豊かさや美しさを実感できる交流・ふれあいの空間整備を図るとともに、琵琶湖や河川の水辺、伊吹山系の森林、その間に広がる農地等を結ぶ水と緑のネットワークの形成を図る。

また、潤いのある生活環境の保持や都市景観の形成、レクリエーション需要への対応、あるいは災害時の避難場所や救援活動の拠点の確保等を図るため、公園・緑地の計画的な整備を検討する。

②計画水準

都市計画区域に対して、緑地（注１）として確保する目標水準は次表のとおりとする。

【緑地の確保目標水準】

	令和2年（基準年）	令和17年（15年後）
緑地の確保目標量	おおむね 5,050ha	おおむね 5,050ha
都市計画区域に対する割合	33.0%	おおむね 33%

（注１）緑地：都市計画公園・緑地等、風致地区、保安林および自然公園特別地域等。

(2) 主要な緑地の配置、整備の方針

本区域においては、現在ある豊かな水と緑や、歴史的・文化的環境を活かしたまちづくりの推進を念頭に、緑地の配置計画にあたっては、主として環境保全系統、レクリエーション系統、防災系統、景観構成系統およびその他の系統の５つの系統毎に緑地の適切な整備、保全を図る。

①環境保全系統

a) 地域全体

本区域は、琵琶湖や野田沼をはじめ、姉川、高時川および草野川等、多様な生き物が生息する豊かな水域が存在している。これら水域に面する水辺部一帯は独特の景観を生み出しており、湖沼環境・河川環境と一体的に広がる農地も含めて保全・活用を図るとともに、これらを軸とした環境空間の形成に向け、緑地の配置を行う。

旧	新
②レクリエーション系統 ａ）地域全体 広域的なスポーツニーズや本区域の有する豊かな水と緑を活かしたレクリエーションニーズに応えるため、都市基幹公園（注 1）である奥びわスポーツの森をはじめ、河川敷公園、小谷山周辺の自然と歴史性が備わった公園、湖岸環境を活かした水鳥公園・野田沼公園などの公園の維持・整備を図る。 ｂ）集落地 住民にとって身近な憩いの場や安心して遊べる場として、また休息や運動等の場として利用できる住区基幹公園（注 2）を人口や土地利用の動向および都市施設の状況等を勘案し、必要に応じて配置を行う。 ③防災系統 滋賀県域は、琵琶湖西岸断層帯等の活動による直下型地震や、南海・東南海地震による被害が懸念されることから、防災対策を進める必要がある。 ａ）自然地域 水害および土砂災害の防止のため、水源かん養機能を有する森林および農地等の保全を図る。 ｂ）集落地 地震、火災等の非常災害時における安全を確保するため、避難地、消防拠点、延焼防止のための公園・緑地を必要に応じて配置するなど、緑のオープンスペースの整備を検討する。 ④景観構成系統 ａ）自然地域 琵琶湖や野田沼の水面や湖岸、伊吹山系の森林、高時川や草野川の河川空間等が形成する豊かな自然的景観、ならびに河川流域に広がるこれらと調和した農地・集落景観は、本区域の代表的なふるさと景観となっていることから、これら原風景の保全・育成を図る。 ｂ）集落地 市役所の支所や JR の駅周辺など公共施設が集積する地域、一般国道 8 号沿道の大規模店舗が集まる地域や既存商店街地域など、本区域を代表する顔とも言うべき地域については、市街地整備等とともに公共空地の確保や緑化に努め、建築物等と合わせた地域一帯の都市景観形成に努める。	②レクリエーション系統 ａ）地域全体 広域的なスポーツニーズや本区域の有する豊かな水と緑を活かしたレクリエーションニーズに応えるため、都市基幹公園（注 1）である奥びわスポーツの森をはじめ、河川敷公園、小谷山周辺の自然と歴史性が備わった公園、湖岸環境を活かした水鳥公園・野田沼公園などの公園の維持・整備を図る。 ｂ）集落地 住民にとって身近な憩いの場や安心して遊べる場として、また休息や運動等の場として利用できる住区基幹公園（注 2）を人口や土地利用の動向および都市施設の状況等を勘案し、必要に応じて配置を行う。 ③防災系統 滋賀県域は、琵琶湖西岸断層帯や柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯、湖北山地断層帯等の活動による直下型地震や、南海・東南海地震による被害が懸念されることから、防災対策を進める必要がある。 <u>また、近年の異常気象による豪雨などにより災害が激甚化・頻発化しており、治水、土砂災害防止対策、ため池等の防災減災対策などの予防的防災対策が未整備の地域では、社会インフラのほか家屋や農地などに大きな被害が発生している。</u> ａ）自然地域 水害および土砂災害の防止のため、水源かん養機能を有する森林および農地等の保全を図る。 ｂ）集落地 地震、火災等の非常災害時における安全を確保するため、避難地、消防拠点、延焼防止のための公園・緑地を必要に応じて配置するなど、緑のオープンスペースの整備を検討する。 ④景観構成系統 ａ）自然地域 琵琶湖や野田沼の水面や湖岸、伊吹山系の森林、高時川や草野川の河川空間等が形成する豊かな自然的景観、ならびに河川流域に広がるこれらと調和した農地・集落景観は、本区域の代表的なふるさと景観となっていることから、これら原風景の保全・育成を図る。 ｂ）集落地 市役所の支所や JR の駅周辺など公共施設が集積する地域、一般国道 8 号沿道の大規模店舗が集まる地域や既存商店街地域など、本区域を代表する顔とも言うべき地域については、市街地整備等とともに公共空地の確保や緑化に努め、建築物等と合わせた地域一帯の都市景観形成に努める。

旧	新																
⑤その他の系統 a) 地域全体 本区域内には、北国街道、北国脇往還沿いにかつての面影を感じさせる建築物が残るほか、戦国時代の歴史の舞台であった小谷城跡や姉川古戦場跡が存在し、それらが中心となって歴史・文化景観を形成している。これらの地域では優れた地域資源の保全・充実を図るとともに、琵琶湖や野田沼、河川、森林等の水・緑空間とを結び、魅力的な環境を感じられるネットワーク形成を図る。 (注1) 都市基幹公園：一つの市町の区域内に居住する者全般を対象とした都市の骨格を形成する大規模な公園で、都市計画で位置付けられた総合公園や運動公園が含まれる。 (注2) 住区基幹公園：住民の生活行動圏域によって配置される比較的小規模な公園で、都市計画で位置付けられた、街区公園、近隣公園および地区公園が含まれる。 (3) 実現のための具体の都市計画制度の方針 本都市計画区域における都市計画公園・緑地等については、以下の方針に従い、配置および整備を進める。 【都市計画公園・緑地等の配置および整備の方針】 <table border="1"> <tr> <th>公園緑地等の種別</th><th>配置および整備の方針</th></tr> <tr> <td>住区基幹公園</td><td>利用圏域人口、誘致距離、市街地の開発、土地利用状況および将来見通し等を勘案し、適正な配置計画のもと、整備を推進することを検討する。</td></tr> <tr> <td>都市基幹公園</td><td>奥びわスポーツの森、虎御前山公園については、適切な維持管理に努める。</td></tr> <tr> <td>その他の公園・緑地</td><td>速水第一公園、高時川河川敷公園、小谷山自然歴史公園、水鳥公園・野田沼公園、ほりぬき公園については、適切な維持管理および整備に努める。</td></tr> </table>	公園緑地等の種別	配置および整備の方針	住区基幹公園	利用圏域人口、誘致距離、市街地の開発、土地利用状況および将来見通し等を勘案し、適正な配置計画のもと、整備を推進することを検討する。	都市基幹公園	奥びわスポーツの森、虎御前山公園については、適切な維持管理に努める。	その他の公園・緑地	速水第一公園、高時川河川敷公園、小谷山自然歴史公園、水鳥公園・野田沼公園、ほりぬき公園については、適切な維持管理および整備に努める。	⑤その他の系統 a) 地域全体 本区域内には、北国街道、北国脇往還沿いにかつての面影を感じさせる建築物が残るほか、戦国時代の歴史の舞台であった小谷城跡や姉川古戦場跡が存在し、それらが中心となって歴史・文化景観を形成している。これらの地域では優れた地域資源の保全・充実を図るとともに、琵琶湖や野田沼、河川、森林等の水・緑空間とを結び、魅力的な環境を感じられるネットワーク形成を図る。 (注1) 都市基幹公園：一つの市町の区域内に居住する者全般を対象とした都市の骨格を形成する大規模な公園で、都市計画で位置付けられた総合公園や運動公園が含まれる。 (注2) 住区基幹公園：住民の生活行動圏域によって配置される比較的小規模な公園で、都市計画で位置付けられた、街区公園、近隣公園および地区公園が含まれる。 (3) 実現のための具体の都市計画制度の方針 本都市計画区域における都市計画公園・緑地等については、以下の方針に従い、配置および整備を進める。 【都市計画公園・緑地等の配置および整備の方針】 <table border="1"> <tr> <th>公園緑地等の種別</th><th>配置および整備の方針</th></tr> <tr> <td>住区基幹公園</td><td>利用圏域人口、誘致距離、市街地の開発、土地利用状況および将来見通し等を勘案し、適正な配置計画のもと、整備を推進することを検討する。</td></tr> <tr> <td>都市基幹公園</td><td>奥びわスポーツの森、虎御前山公園については、適切な維持管理に努める。</td></tr> <tr> <td>その他の公園・緑地</td><td>速水第一公園、高時川河川敷公園、小谷山自然歴史公園、水鳥公園・野田沼公園、ほりぬき公園については、適切な維持管理および整備に努める。</td></tr> </table>	公園緑地等の種別	配置および整備の方針	住区基幹公園	利用圏域人口、誘致距離、市街地の開発、土地利用状況および将来見通し等を勘案し、適正な配置計画のもと、整備を推進することを検討する。	都市基幹公園	奥びわスポーツの森、虎御前山公園については、適切な維持管理に努める。	その他の公園・緑地	速水第一公園、高時川河川敷公園、小谷山自然歴史公園、水鳥公園・野田沼公園、ほりぬき公園については、適切な維持管理および整備に努める。
公園緑地等の種別	配置および整備の方針																
住区基幹公園	利用圏域人口、誘致距離、市街地の開発、土地利用状況および将来見通し等を勘案し、適正な配置計画のもと、整備を推進することを検討する。																
都市基幹公園	奥びわスポーツの森、虎御前山公園については、適切な維持管理に努める。																
その他の公園・緑地	速水第一公園、高時川河川敷公園、小谷山自然歴史公園、水鳥公園・野田沼公園、ほりぬき公園については、適切な維持管理および整備に努める。																
公園緑地等の種別	配置および整備の方針																
住区基幹公園	利用圏域人口、誘致距離、市街地の開発、土地利用状況および将来見通し等を勘案し、適正な配置計画のもと、整備を推進することを検討する。																
都市基幹公園	奥びわスポーツの森、虎御前山公園については、適切な維持管理に努める。																
その他の公園・緑地	速水第一公園、高時川河川敷公園、小谷山自然歴史公園、水鳥公園・野田沼公園、ほりぬき公園については、適切な維持管理および整備に努める。																

旧	新
3-5 都市景観形成と保全に関する方針基本方針 「湖国風景づくり宣言—ふるさと滋賀の風景づくりマスタープラン—」に基づき、美しく潤いのある湖国の風景を守り育て、次代に引き継いでいくため、それぞれの地域の景観形成のための地域ごと、市町ごとの主体的なまちづくり、ならびに広域的景観形成のための県市町間の連携、官民協働を推進する。 本区域は、山々から湖岸部までが一体となった美しい自然景観をはじめ、北国街道、北国脇往還沿いの歴史的まちなみ、小谷城跡や姉川古戦場跡などの歴史・文化景観などの景観資源を有している。これらの豊かな自然や歴史文化を活かした景観形成を推進する。 (1) 琵琶湖の良好な景観形成 琵琶湖の景観を、琵琶湖と周辺のまちなみの景観が形作る一体的なものとして捉え、個性ある美しい景観を保全するとともに、新たに良好な景観を育てることにより、総合的な景観形成を図る。 (2) 幹線道路沿道の景観形成 一般国道 365 号沿道については、それぞれの地域の特性を活かし、沿道の状況に配慮した景観形成を図る。 (3) 歴史的・文化的建造物の保全等 歴史・文化資源を保全し、これらと周辺のまちなみが一体となった良好な景観形成を図る。	3-5 都市景観形成と保全に関する方針基本方針 「湖国風景づくり宣言—ふるさと滋賀の風景づくりマスタープラン—」に基づき、美しく潤いのある湖国の風景を守り育て、次代に引き継いでいくため、それぞれの地域の景観形成のための地域ごと、市町ごとの主体的なまちづくり、ならびに広域的景観形成のための県市町間の連携、官民協働を推進する。 本区域は、山々から湖岸部までが一体となった美しい自然景観をはじめ、北国街道、北国脇往還沿いの歴史的まちなみ、小谷城跡や姉川古戦場跡などの歴史・文化景観などの景観資源を有している。これらの豊かな自然や歴史文化を活かした景観形成を推進する。 (1) 琵琶湖の良好な景観形成 琵琶湖の景観を、琵琶湖と周辺のまちなみの景観が形作る一体的なものとして捉え、個性ある美しい景観を保全するとともに、新たに良好な景観を育てることにより、総合的な景観形成を図る。 (2) 幹線道路沿道の景観形成 一般国道 365 号沿道については、それぞれの地域の特性を活かし、沿道の状況に配慮した景観形成を図る。 (3) 歴史的・文化的建造物の保全等 歴史・文化資源を保全し、これらと周辺のまちなみが一体となった良好な景観形成を図る。 <u>3-6 防災に関する方針</u> (1) <u>基本方針</u> 本区域では、琵琶湖西岸断層帯や柳ヶ瀬・関ヶ原断層帯、湖北山地断層帯等の活動による直下型地震や南海トラフ巨大地震の被害が懸念される地域であり、浸水については、姉川等の河川や琵琶湖が大雨により氾濫した場合の浸水想定区域と、中小河川などの身近な水路の氾濫を考慮した地先の安全度マップが示されている。さらに、集中豪雨等による山地崩壊や土砂流出が起こる危険性のある急傾斜地なども存在する。 そのため、「地域防災計画」に基づき、防災施設・防災体制の整備やハザードマップの周知等の災害対策により、災害に強い都市づくりを目指す。 (2) <u>防災の推進に関する方針</u> <u>①地震・火災に強い都市づくりの推進</u> 震災等の災害に備え、まちを構造的につくりあげていくことが必要であり、建築物の耐震化や耐火性の向上の推進を図る。そのため公共建築物については、十分な耐震性・耐火性の確保に努めるとともに、民間建築物についても耐震診断や耐震補強の推進を図る。 <u>②浸水被害に強い都市づくりの推進</u> 気候変動により、今後さらに水災害が頻発・激甚化することを踏まえ、河川整備等の「川の中」で水を安全に「ながす」基幹的対策に加え、「川の外」での対策である「ためる」「とどめる」「そなえる」対策を総合的に組み合わせた「しがの流域治水」を推進し、浸水被害に強い都市づくりの実現を目指す。

旧	新
	<u>③土砂災害等に強い都市づくりの推進</u> <u>大雨等によるがけ崩れ、土石流、地すべり等の土砂災害が想定される危険箇所について、砂防事業等による対策施設の整備を行うとともに、土砂災害警戒区域等の指定による災害リスクの周知と警戒避難体制の構築を行う。</u> <u>３－７ 都市環境に関する方針</u> (1) <u>基本方針</u> <u>地球温暖化が進む中で、みどり空間の確保、省エネルギー化など、環境への負荷の少ない脱炭素型の都市・社会の実現が求められている。</u> <u>本区域においても、環境負荷の少ない集約・連携型都市構造の強化、緑を活かした脱炭素型都市の実現、生物多様性の保全・向上、エネルギーの効率的な利用の促進などに取り組むものとする。</u> (2) <u>都市環境への取り組みに関する方針</u> <u>①環境負荷の少ない集約・連携型都市構造の強化</u> <u>集落内の既存住宅地（空き地・空き家を含む）については、保全・有効活用を、また、集落周辺に広がるまとまった農地については、優良農地として保全することを基本とし、周辺地域への無秩序な市街地の拡大を防止するとともに、公共交通による地域間連携を図り、できるだけ環境負荷の少ないコンパクトで秩序ある土地利用の形成を図るものとする。</u> <u>②緑を活かした脱炭素型都市</u> <u>豊かな自然景観や田園風景の保全、地産地消等による農林業の活性化による農地や森林の保全、水辺の保全などにより、緑を活かした脱炭素型都市の実現を目指す。</u> <u>③生物多様性の保全・向上</u> <u>開発等による種の減少・絶滅、生息・生育地の減少、里地里山の手入れ不足等による自然環境の荒廃や地球温暖化により、生物の多様性が急速に失われつつあることから、緑を活かした脱炭素型都市の実現と合わせて、生物多様性の保全および向上についての取り組みを行うものとする。</u> <u>３－８ 福祉の都市づくりに関する方針</u> (1) <u>基本方針</u> <u>少子高齢化社会の進展に伴い、誰もが住みやすい都市の実現が求められているなかで、高齢者や障害者あるいは本区域を訪れる観光客などにとって、やさしいユニバーサルデザインの都市づくりを進めていくものとする。</u> <u>ユニバーサルデザインの実現に当たっては、道路や公園などの都市施設、病院や役場などの公共公益施設、バスや電車などの交通施設のバリアフリー化の推進を図るものとする。</u>

IV. 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針図

長浜北部都市計画区域の都市構造図



長浜北部都市計画区域の都市構造図

